

個人情報保護に関する覚書

(以下「甲」という)と株式会社キュアケア(以下「乙」という)とは、甲乙間のキュアケアネットサービス契約(申込日: 年 月 日、承諾日: 年 月 日、以下「原契約」という)に基づき乙が行う業務(以下「業務」という)における個人情報の保護に関して、次の通りに約定する。

(個人情報の保護)

- 第1条 乙は、原契約に関連して取得した一切の個人情報(以下「個人情報という」)を、第三者に漏洩、提供、開示等してはならない。
- 2 乙は、個人情報を法令および乙が別途定める取扱要領等(以下「法令等」という)に従って取り扱わなければならない。
- 3 乙は、個人情報および個人情報を記録・保管する機器および媒体(以下「機器等」という)の漏洩、滅失、毀損、盗難等(以下「漏洩等」という)がないように、善良な管理および注意を払う義務を負う。
- 4 乙は、個人情報および機器等の取扱いにあたっては、法令等に合致するような安全管理措置を自ら講じ、また甲により指示を受けて、これを維持しなければならない。
- 5 乙は、個人情報の漏洩等の事態が発生した場合、またはそのおそれが生じた場合、直ちに甲の指定する担当者に緊急連絡を行い、その後の対応について当該担当者の指示に従うものとする。

- 6 乙は、個人情報原契約に定める業務の遂行に必要な場合以外には利用してはならない。乙は、甲の許可なく個人情報の複製、複製、加工等の行為をしてはならない。
- 7 乙は、直接個人から個人情報を取得する際には、偽りその他不正の手段を用いてはならない。また、乙は、正確な個人情報の取得に努めるとともに、取得する個人情報は原契約の履行に必要な範囲内に限られなければならない。
- 8 乙は、原契約が終了した場合、または、個人情報が原契約の履行上不要となった場合には、遅滞なく個人情報およびその複製物ならびに複製物のすべてを、甲に返還し、または甲の指図に従って処理するものとする。

(個人情報の安全管理および取扱状況の点検)

第2条 乙は甲に対し、個人情報の取扱状況につき、甲の指示に従い報告を行わなければならない。

- 2 甲は、乙の個人情報の安全管理および取扱状況について随時必要な点検を行う。
- 3 乙は、甲から個人情報の安全管理および取扱状況の点検について指示を受けたときは、遅滞なく円滑な全面的実施を行うものとする。

(個人情報の適法性の保証)

第3条 甲は、乙に提供する個人情報の取得、乙に対する提供及び乙による利用について、いずれも適法であることを保証する。

(損害賠償責任)

第4条 乙が、乙の責に帰すべき事由により、本覚書上の義務に違反し、甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

(協議・合意管轄)

第5条 本覚書に定めのない事項、または本契約の解釈上生じた疑義は、その都度、甲と乙が協議して処理するものとする。万が一協議が整わず、訴訟の必要が生じた場合は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(原契約終了後の効力)

第6条 本覚書の規定は、原契約終了後も有効に存続する。

上記約定の証として本覚書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙